

大宮ゴルフコース利用約款

第1条 (本約款の目的)

本約款は、当ゴルフ場を利用される方々のために快適にプレーできることを目的として、会員と非会員とを問わず、すべてのプレーヤーに適用されるものとします

第2条 (利用契約の成立)

当ゴルフ場に於いてプレーしようとする方は、当日フロントに於いて、所定の署名簿に必要事項をご本人がご記入ください。それにより、当コースは署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

但しゴルフ場外へ許可なく出た場合は、当日の施設利用は終了したものと見做します。

第3条 (利用の申込み)

プレーの申込みは下記の通り受付いたします。

- ・平日 プレー当日の2ヶ月前の1日午前9時より電話受付
- ・土曜日・日曜日・祝日 プレー当日の2ヶ月前の1日午前9時より電話受付
- ・コンペ 3組以上のコンペは、プレー当日の3ヶ月前の1日午前9時より電話受付

第4条 (利用の拒否)

当ゴルフ場は次の場合には施設の利用をお断りすることがあります。

1. 満員でスタート時間に余裕のない場合。
2. 友の会会員・ビジターに付いては予約のない場合。
3. 天災その他やむを得ない事情又はゴルフ場の都合により、ゴルフ場をクローズする場合。
4. 利用者が暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体及びその団体の関係者である場合。尚、予約後に認知した時はその契約を無効とし、施設の利用開始した後、認知したときは直ちに退場していただきます。
5. 偽名又は他人名義で申込みが行われた場合。
6. 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められる場合。

7. 未成年者が申込みをなされるについて、親権者の同意又は親権者の同伴なき場合。
8. 当ゴルフ場内で許可なく写真撮影または録音等をした場合。
9. その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由がある場合。

第5条 (休業日、開場時間)

当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は当ゴルフ場の定めるところによります
但し臨時的に変更することがあります。

第6条 (プレーの中止)

当ゴルフ場は次の場合には当日のプレーの中止を求めることがあります。

1. 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があった場合。
2. 当ゴルフ場に好ましくない行為があった場合。
3. 天災その他やむを得ない事情により施設の利用が出来ない場合。
4. その他本約款に違反した場合。

第7条 (金銭その他貴重品)

金銭その他貴重品については、貴重品ボックス又はフロントにお預け頂かない限り責任を負いません。お預かり品は預かり証の持参人に預かり証と引き換えにお渡しします。

預かり証を紛失した場合には直ちに届け出て下さい。届け出前に他人に引き換えられた場合は責任を負いません。又、盗難や紛失等の事故が起きた場合には当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第8条 (紛失物の保管)

紛失物の保管に関して、所定の保管場所に移して30日間保管致します。なお30日を経過しても引取りのない場合は、使用者が権利を放棄したものとみなし当方にて処分させていただきます。

第9条 （携帯品、自動車）

携帯品又は駐車場に駐車時及び駐車中の車ならび車内の物品等の盗難、破損等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第10条 （ロッカーの鍵及びロッカー内の収納品）

ロッカー内に収納した物品が盗難等の事故に遭った場合には、当ゴルフ場はその責任を負いません。

ロッカーの鍵を紛失したときは、直ちにフロントへ申し出て下さい。スペアキーの作製または鍵の取り換えが発生した場合には実費をいただきます。

第11条 （宅配便の事故）

宅配便による物品の受け取り、保管、発送等はいくまでもお客様の便宜を図る目的で宅配業者にお取次ぎするものです。万一破損、盗難等の事故が起きた場合でも当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第12条 （プレーヤーの危険防止責任とエチケット、マナーの厳守）

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーは必ずエチケットマナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の判断と責任でプレーして頂きます。

第13条 （ティーグラウンドに於ける素振り）

素振りはティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないで下さい。プレーヤーはみだりにティーグラウンドに立ち入らないで下さい。

第14条 （飛距離の確認）

先行組に対して、後続組の打者は、キャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断し、先行組に打ち込まないように打球して下さい。

コース混雑時にはティーグラウンドに於いてJ.G.A.規則にかかわらず飛距離の出ない方より上記の判断により打球して下さい。

当ゴルフ場の係員の合図は先行組が通常第二打を打ち終わり通常の飛距離圏外に前進したと判断される時の合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して安全を確かめてから打球して下さい。

第15条（同伴打者の前方歩行禁止）

同伴プレーヤーは、打方の前方には絶対に出ないで下さい。

第16条（隣接ホールへの打ち込み）

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。隣接ホールへ打ち込んだ場合にはそのプレーヤー隣接ホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

第17条（退避）

後続組に対し打球させる時は、先行プレーヤーは後続組打者が打ち終わる迄木陰等安全な場所に退避して下さい。

第18条（ホール・アウト後の退去）

ホール・アウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

第19条（落雷の危険が予想される場合）

避難放送があった場合は直ちにプレーを中止し、アウト、インのコース売店或いはコース内避雷小屋又はクラブハウスに速やかに退避して下さい。

第20条（乗用カートの使用）

乗用カートに乗られるプレーヤーは、記載されている注意事項を確認のうえ、走行中並びに乗降時の安全に十分注意して下さい。乗用カート进行操作する場合は、乗用カートに備え付けの取扱説明書並びにゴルフコース内の表示に従い、安全かつ確実な運転に努め、同乗者の安全に十分注意して下さい。公道を横断する場合には、当該係員の指示に従って下さい。乗用カートの飲酒運転は固くお断りいたします。故意又は過失により、カート事故を誘発した場合には、当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。

I（カート走行中）

- ① 必ずシートに座り、カート把持部分（アシストグリップ・アームレスト）に掴まって下さい。

② カートから身体、衣服、用具（特にゴルフクラブ）等が、はみ出さないよう留意して下さい。

③ 乗車また下車しないで下さい。

II（キャディ付きの場合）

① カートの操作はキャディがします。操作しないで下さい。

② カートの走行装置（電源、キー等）に手を触れないで下さい。

III（セルフの場合）

① 運転者は、車の前後を確認し、必ず他の利用者が着座したことを確認のうえ発車してください。

② カートは、斜面その他不安全な場所、あるいは打球が当たる可能性がある場所には停車させないで下さい。

第21条（火気使用、喫煙の禁止）

コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定場所以外は厳禁します。マッチの燃え殻、タバコの吸い殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

第22条（違背の場合の責任）

利用者が本約款各条項の定めに違反し、第三者に障害等の事故を発生させた場合又は自ら障害等の被害を受けた場合は、当クラブは損害賠償等一切の責任を負いません。

第23条（プレー終了後の確認について）

利用者はプレー終了後のクラブの本数及び所持品を慎重に点検、確認して下さい。確認後のクラブ及び所持品の不足、瑕疵等について当クラブはその責任を負いません。

第24条（施設及び施設外への人身及び物損事故）

利用者の故意又は過失により、当ゴルフ場施設内設備及びコース外への人身、物件などに損害等を与えた場合は、その損害を支払って頂きます。

第25条（施設内への持込品）

施設内に下記の物を持ち込む事をお断り致します。

- ① 動物（ペット類）。
- ② 著しく悪臭を放つもの。
- ③ 銃砲刀剣類。
- ④ 発火、爆発のおそれのある物。
- ⑤ 騒音を発する物。

第26条（行為の禁止）

施設内で次の行為はお断り致します。

- ① 賭博、その他風紀を乱す行為。
- ② 物品の販売、宣伝、紹介等の行為。
- ③ 他人に迷惑を及ぼし、又は不愉快を与える行為。
- ④ 利用者以外（ギャラリーを含む）のコース内立入り。（特に許可する場合は除く）なお、特に許可した場合であっても、利用者以外（ギャラリーを含む）が損害を受けた場合、当ゴルフ場は損害賠償等の責任を負いません。
- ⑤ 持込の飲・食を禁止する（特に許可する場合を除く）
- ⑥ 刺青のある方、泥酔の方及び他人に感染する恐れのある方の入浴。

第27条（個人情報に関して）

- ① 当日、署名簿に署名いただいたプレーヤーの個人情報及び予約時点に電話・FAX等で入手した個人情報を安全に管理します。
- ② 当ゴルフ場では、予約および、ご利用頂いたプレーヤーに対して、当ゴルフ場のイベント情報、営業案内などを、DM・メール等で、ご案内する場合があります。

第28条（非会員の債務の保証）

会員が同伴または紹介した利用者（非会員）が会社に対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の債務およびその利用者がゴルフ場に与えた損害金の支払義務については、会員は利用者の債務につき利用者と連帯して保証していただきます。

附 則

1. 当約款は、当ゴルフコース所定の規則、細則及び日本ゴルフ協会ゴルフ規則と同時に適用されるものとする。
2. この約款に定めない事項で必要が生じた場合は、その都度ゴルフ場の指示に従って頂きます。
3. この約款は1985年5月1日より施行します。
4. 1995年 7月1日より予約方法及び違約金改定。
5. 2000年 7月1日より利用料金及び違約金改定。
6. 2007年 7月1日より利用料金及び違約金改定。
7. 2014年 4月1日より利用料金及び違約金改定。
8. 2019年10月1日より利用料金及び違約金改定。
9. 2022年 7月1日より利用料金及び違約金改定。

埼玉県上尾市中分6丁目40番

大宮ゴルフコース